

第1章 環境コミュニケーションの推進

第1節 環境教育・学習の推進

本市は、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、一人ひとりが日常の活動と環境の関係について関心を持ち認識を深め、環境を保全する生活・活動を実践することを支援・促進する環境教育・学習の推進に取り組んできました。産業公害から都市・生活型公害、地球環境問題へと複雑多様化した今日の環境問題の解決には、市民一人ひとりの環境に配慮した生活や行動、より良い環境づくりに向けた取り組みへの積極的な参加が求められており、そのための環境教育・学習の推進がより一層重要となってきています。

1. 環境学習関連施設

(1) 環境学習センター（愛称：生き生き地球館）

環境学習センターは、環境学習が、子どもから大人までの幅広い年齢層で、また学校、職場、家庭といった様々な分野で積極的に取り組まれるために、平成9年4月30日に開設した参加体験型の環境学習の拠点施設です。環境情報の提供や学習の場や機会の提供、アドバイザーによる助言・指導、市民リーダー等の人材育成、情報や人材のネットワーク化など総合的な機能を有しています。平成19年度末には、総入館者数が265万人を超えました。

また、平成18年4月には、展示施設のリニューアルを完了し、身近な生活の中のエコロジーに気づける「なにわエコ路地」や、地球温暖化等の環境問題について楽しみながら学べる参加型映像シアターの「地球シアター」など、来館者がすぐにでも実践できるようなエコライフの提案があふれた展示内容となったこともあり、平成18年度は過去最高の年間入場者数を記録しました。さらに平成19年度には、開館10周年イベントを開催するなどの効果により、過去最高であった昨年度を大きく上回る年間入場者数を記録しました。

平成18年度からは市民ニーズに対応した広範な環境情報を迅速に提供するため、環境学習センターのホームページを開設し、運営しています。

環境学習センターのホームページURL <http://www.chikyukan.com>

なにわエコ路地



表8-1-1 環境学習センターの主なリニューアル展示内容

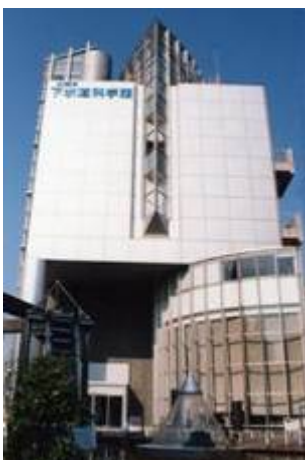
なにわエコ路地	環境問題とその対策のヒント満載の町を想定した体験型展示です。自宅、学校、スーパーマーケットと通りを巡って、身近な生活の中のエコロジーに気づいていただくコーナーです。
地球シアター	愉快なキャラクターが登場するアニメとクイズで構成された楽しい参加型の映像シアターです。地球温暖化をはじめとする環境問題についての理解が深まります。
エコ情報最前線	先進技術による環境配慮型製品や環境問題に取り組む活動団体等の情報を紹介します。
SOSの森	地球で起こっている環境問題とその仕組み、対策について情報検索できる学習コーナーです。環境問題に関するクイズもあります。
コミュニケーション広場	対話と集いの交流スペース。学校や各種団体の発表会などに利用していただけます。大阪市の様々な環境への取り組みも紹介しています。

(2) 自然体験観察園



自然体験観察園は、環境学習センターの隣接地（約1.4ヘクタール）に、かつての里山・田園風景を再現し、市民が自然に親しみ、人と自然との関わり合いを学べる環境学習の屋外フィールド施設です（平成10年開園）。園内では、自然観察、田植えや稲刈りなどの農事体験ができます。

(3) 下水道科学館



下水道科学館は、地球環境を視野に入れつつ、下水道の役割、下水処理のしくみ、水の持つ性質や力等について、楽しみながら見学者自ら操作を行うことで学ぶ参加体験型施設であり、映像や音声で下水処理の過程を体験できます。

また、下水処理の過程で生じる熱エネルギー・消化ガス、汚泥の有効利用や下水処理場等の上部利用など多彩な大阪市の下水道事業についても紹介しています。隣接している海老江下水処理場と併せて見学することもでき、豪雨による浸水を防ぐ雨水対策、家庭等から出される汚水の処理（河川や海の水環境を守る）、下水道の維持管理などを総合的に学ぶことができます。

(4) 水道記念館



水道記念館は、大阪市の水道の歴史とくらしや琵琶湖・淀川水系の生物について学べる施設です。平成10年には、本市の水道水源である琵琶湖・淀川水系の環境保全の意識を高めることを目的に、淡水魚展示コーナーを追加し、また、平成18年1月には、浄水処理のしくみや水道の歴史について楽しみながら学んでいただけるよう、南側展示コーナーを参加体験型の展示にリニューアルし、入館者数も年々増加しています。

淡水魚展示コーナーでは、できるだけ自然の形をそのまま再現できるように工夫しており、主要な展示としては、天然記念物アユモドキやイタセンパラなどがあります。また、継続して展示内容の充実に努めており、平成20年6月現在、淡水魚は、115種3,562個体を保有しています。

(5) 自然史博物館

自然史博物館は、人間をとりまく自然についての資料を収集し、その成り立ちやしくみ、変遷や歴史を、展示や普及活動、研究を通して広く知ってもらおう施設です。

常設展示は、「大阪の自然誌（導入部）」と「身近な自然」



「地球と生命の歴史」「生命の進化」「生物の多様性」「生き物のくらし」の5つのテーマに分けて展示されています。玄関ポーチの全長19メートルのナガスクジラをはじめ、恐竜の化石やさまざまな動植物の標本などを展示しています。

(6) 天王寺動物園

天王寺動物園では、古くなった動物舎の建て替えにあたって、野生動物の種の保存や環境教育に貢献する新しい動物園を目指した「2021計画」を平成5年に策定しました。この計画では、動物の生息地の景観を入園者の歩く園路を含め可能な限り再現することで、臨場感を醸し出し、あたかも動物の棲む世界に入り込んだ気持ちにさせる、生態的展示という展示手法を採用しています。これにより環境への関心を高める狙いがあります。この計画に従って最



初にできたのは爬虫類生態館で、その後、アフリカサバンナゾーンの建設に着手し、カバ舎、サイ舎、草食動物エリア、そして昨年に肉食動物エリアが完成し、アフリカサバンナゾーンが全面オープンしました。その間、老朽化の目立つゾウ舎の建て替えを先行し、アジアの熱帯雨林ゾーンのゾウ舎も完成しています。今後もこの計画に従い動物舎を建て替えていく予定です。

2. 平成19年度に実施した環境教育・学習事業

(1) 環境学習センターにおける取組み

環境学習センターにおいて、次の事業を実施し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな支援を行いました。(資料8-1-1 P資74)

講座・イベント等の実施

環境学習センターにおいて、市民向け、家族向け、子ども向け等96回の講座や講演会を開催したほか、ECO縁日2007等の啓発イベント、自転車発電によるクリスマスイルミネーションの点灯をはじめとしたクリスマスイベント等を実施しました。自然体験観察園においては、田んぼ、畑を活用した様々な農事体験行事や、毎週日曜日には園内の自然観察会を実施しました。

ECO縁日



各種環境情報の収集と提供

環境問題に関する図書・資料等の閲覧やビデオの視聴の場を提供するとともに、情報紙「なちゆる」を発行しました。(第168号~179号)

環境学習や実践活動に対する相談や指導の実施

アドバイザーが市民の相談に応じるとともに、講師の派遣等を実施しました。

市民の活動支援

人材育成として「市民環境大学講座」(平成18年度より「環境学習リーダー養成講座」から名称

変更)を実施したほか、学習教材の作成、こどもエコクラブや地球館パートナーシップクラブ等の活動支援を実施し、平成18年度からは、地球館子どもエコクラブを創設し、活動しています。

(2) 地域における環境教育・学習(地域環境学習ネットワーク事業)

地域環境啓発事業の実施

市内24区のそれぞれで、環境保全意識の高揚をめざし、講演会やパネル展示、自然観察会、見学会などの多彩な行事を関係市民団体の参画を得て実施しました。

・延参加者数 17,880 名

生活環境学習会の実施

各区保健福祉センターにおいて、広く一般市民を対象に環境保全に対する意識の向上を図ることを目的に学習会を実施しました。 ・開催回数及び参加者数(環境保全分野) 69回 2,521名

表8-1-2 各区の生活環境学習会一覧(平成19年度)

	回数	人数	内容		回数	人数	内容
北	3	72	環境とみどりについて等	東成	2	53	地球温暖化と異常気象について等
福島	5	311	ごみの減量と埋立地の現状・分別と処分先について等	旭	6	421	木工教室、微生物観察について等
中央	3	344	地球環境問題について等	城東	2	34	工場見学、環境問題について等
西	2	57	アスベストについて等	鶴見	4	230	蛍をテーマにCOD測定について等
港	2	54	環境保全問題について等	阿倍野	5	113	ビンのリユース、ヒートアイランド現象について等
大正	1	200	環境問題について	住之江	8	108	エコリーダー養成講座、まちの宝探しについて等
浪速	3	29	環境保全行動、ごみ減量等	住吉	10	125	地球環境問題についてについて等
西淀川	5	169	廃棄物の現状、地球温暖化防止について等	東住吉	4	100	地球に優しい生活について等
淀川	1	29	環境問題について	平野	1	10	環境家計簿について等
				西成	2	62	施設見学、エコッキングについて等

(3) 循環型社会の形成に向けた環境教育・学習

夏休み親子ごみ処理施設見学会の実施

市内在住または、通学する小・中学生とその親を対象に、ごみ問題、環境問題の意識を醸成してもらうため、夏休み親子ごみ処理施設見学会を実施しています。大阪湾の船上から北港のごみ処分地(夢洲)を見学し、自然との調和を目指すことを理念としたオーストリアの芸術家、フンデルトヴァッサー氏のデザインした舞洲工場を見学しました。 ・開催日数 2日 参加人数 60名

ごみ問題啓発作文・環境美化リサイクル社会推進ポスターの募集

子どもの頃からごみ処理事業への関心を高めてもらうことを目的に、小学生を対象にごみ問題啓発作文を募集して、優秀作品については表彰式を行うとともに、作文集を作成して市内の小学校に配布しました。

また、大阪府リサイクル社会推進会議を通じて、小・中学生を対象にリサイクル社会啓発ポスターの募集を行い、優秀作品の表彰や優秀作品を掲載したカレンダーの制作を行っています。

・作文応募数 小学校 337通

・環境美化リサイクル社会推進ポスター応募数 883通(本市生徒のみ)

ごみ焼却工場等見学者の受け入れ

ごみ問題をはじめとして環境意識の醸成を図るため、市民、学生、各種団体などを対象に、焼却工場などのごみ処理施設の見学を受け入れています。

・年間見学者数 1,405団体 35,711人

体験学習の実施

子供の頃からごみ処理事業への理解を深め、ごみ減量・リサイクルの意識を高めてもらうため、学校にごみ収集車を派遣し、体験学習を行っています。

・平成19年度実施状況 208校 延べ211回

(4) 自然史博物館における取組み

自然に対する理解を深め、人と自然のかかわりを特に大阪の身近な自然をもとに考えるとともに、これらに基づく自然教育を行ってきました。

また、自然史博物館での調査研究の成果を市民に還元するために、初心者向けの野外観察会やテーマを決めた自然観察会、専門的な講座など広く普及行事を行いました。

さらに、催し以外にも、展示解説書・ミニガイドをはじめとする書籍や、干潟の自然などのビデオの販売を行いました。

平成19年度の事業実施概要

- ・ 展示活動 常設展の他、3回の特別展を行いました。
- ・ 普及教育活動

やさしい自然観察会	7回	標本同定会	1回
テーマ別自然観察会	17回	学芸員ミニトーク	46回
地域自然誌シリーズ	2回	室内実習	16回
ジオラボ	月1回	ジュニア自然史クラブ	12回
長居植物園案内	月1回	教員・観察会指導者向け 支援プログラム	13回
長居植物園案内 (動物・昆虫編)	月1回	ドキドキ子ども自然史ウォッチング	3回
自然史オープンセミナー	月1回	講演会・シンポジウム	13回
ピオトープ観察	11回	子ども向けワークショップ	34回
夏休み自由研究相談会	1回		

- ・ 調査研究活動
- ・ 資料収集保管活動

(5) 天王寺動物園における取組み

天王寺動物園では動物とその展示を通じて、環境問題への理解を深めるため、学校等の団体からの依頼を受けて動物舎の前で飼育担当者が動物の説明を行う「動物ショート・ガイド」、ビデオやスライド等を用いて解説を行う「ズー・スクール」、園内を歩きながらガイドする「動物園ガイドウォーク」などの教育普及活動を行っています。また、一般入園者を対象に「飼育係によるワンポイントガイド」や、ビデオやスライド等を用いて園長が解説を行う「園長の動物園講座」、飼育担当者が行う「動物君たちの1日」、獣医師による「獣医さんのお話」、園長や飼育担当者による園内ガイドツアーなどを定期的に開催しています。さらに「絶滅の危機にある動物展」などの企画展も随時開催しています。

平成19年度事業実施概要

- ・展示活動 企画展を4回行いました。
- ・教育普及活動

一般来園者対象のもの

園長と動物園散歩	月1回
獣医さんのお話	月1回
飼育係のおしゃべりガイド	月1回
飼育係による動物君の一日	月2回
絵本の読み語り	月2回
動物園サマースクール	6日間
園長の動物園講座	7回
動物相談(電話)	323件
動物相談(来園)	31件
動物相談(郵便・電子メール)	8件
その他教育普及イベント	16回

依頼により実施したもの

動物ショート・ガイド	27回
ズー・スクール	44回
動物園ガイドウォーク	17回
ズー・スクール+動物園ガイドウォーク	44回
動物飼育体験講座	32回
動物園・職場紹介	14回
動物園・出張スクール	46回
インターネットを用いた遠隔地講話	1回

(6) 青少年野外活動施設における取組み

青少年野外活動施設では、毎年度、環境問題に関する知識や理解を深めるため、こども・青少年を対象に実践的・体験的な学習活動の機会を提供しています。

平成19年度の実績

- ・「伊賀・森林ボランティア体験」(11月23～25日) 23名参加

(7) 学校における環境教育の推進

環境問題は今日的な教育課題の一つであり、学校教育では「身の回りの環境とのかかわりを通して、豊かな感性と自然を大切にすることを育て、自然と人間との関係についての理解を深める」とともに、「体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、よりよい環境づくりについて、多面的、総合的にとらえ、環境問題について主体的に考え実践する態度の育成に努める」ことが求められています。

そのため、各学校においては、総合的な学習の時間をはじめ、各教科や道徳、特別活動などの教育活動全般を通じて環境教育の推進を図っています。

また、各校園の環境教育推進を支援するため、環境教育研究実践校の指定とその成果を発表するとともに、環境教育研修会(教職員対象及び教頭・幼稚園主任対象)を実施しました。

(8) その他の取組み

「水辺の教室」の実施

瀬戸内海環境保全普及活動事業の一環として、毎年市内の小学生を対象に、専門の講師を招いて、水質検査や水辺に生息する生物等を観察する「水辺の教室」を実施しています。この教室は参加体験を通して自然を大切にすることを育むとともに、自然保護の大切さを認識するきっかけとなるよう実施しています。

平成19年度は7月5日・6日に77名を対象に、池や河川などの身近な水の水質検査や水生生物について学習したのち、環境学習センターとその周辺で、水生生物を

水辺の教室風景



採取し、生息場所やその特徴を観察しました。

下水道科学館「夏休みこども教室」

夏休みこども教室は、主に小中学生を対象に、夏休みの学習活動と水質に関する参加体験型の学習会として毎年開催しています。

この活動は、8月最終の木曜日・金曜日の2日間実施しており、下水道科学館において、ア、汚水をきれいにする微生物の顕微鏡による観察、水質に関する簡単な実験（水質実験教室）、イ、下水の高度処理水で飼育しているホタルの幼虫観察（ホタルの幼虫の観察会）、ウ、下水道科学館のフロアごとにあるクイズに答える（下水道クイズラリー）など、楽しみながら下水道のしくみを学ぶことができ、夏休みの自由研究や学習の機会を提供しています。

平成19年度は、8月23・24日に実施し、625名の参加がありました。

夏休みこども教室風景



水の流れツアー

水の流れツアーは、大阪市の水の流れを一日で見学できるバスツアーで、市民の皆さんに「水」への関心と理解を深めてもらうため実施しています。

柴島浄水場、水道記念館で、淀川の水から安全な水道水が作られて、市内各地に送りだされるまでの水の流れや水道の歴史、水源である琵琶湖や淀川に棲息する淡水魚の展示などを見学したあと、平成19年度から新たに、水陸両用バスを活用し普段とは違った視点から淀川を観察する機会を設けました。その後、下水道科学館で、楽しみながら下水道のしくみや働きについて学習し、海老江下水処理場で、家庭等で使われて汚れた水（汚水）が集められて処理され、きれいになって川（自然）にもどるまでの下水処理のしくみなどを学ぶ見学会となっています。

水陸両用バス



この活動を通じ、毎日の暮らしと都市活動を支える上下水道の役割や水質保全の重要性を認識してもらいます。平成19年度は、3月22日に実施し、64名の参加がありました。

水道教室

水道教室は平成10年度より高度浄水処理水の通水に伴い開催しているもので、市内小学校の皆さんに高度浄水処理のしくみや水源水質の環境保全の大切さについて理解を深めてもらうために、出張教室を実施しています。18年度からは、より多くの市民の皆様にご理解をいただくため、市内老人福祉センターや地域女性団体協議会でも水道教室を実施しました。授業では、パネルやパンフレットを使って、水道水源である淀川を汚さない工夫を紹介したり、ミニ実験という形で実際に行っている浄水過程を体験してもらう内容となっています。

平成19年度は、228回出張しました。

第2節 啓発活動の展開

1. 環境月間行事の実施

国では昭和48年度以降、毎年6月5日の「世界環境デー」を初日として「環境週間」を設け、平成3年度からは6月の1か月を環境月間として定め、環境保全に関する各種の催しを実施してきました。さらに平成5年11月に制定・施行された環境基本法では、環境保全についての国民の関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めることを目的に6月5日を「環境の日」と定めています。

本市では、6月を「大阪市環境月間」と定めて、良好な環境づくりに向けて様々な行事を実施しています。

平成19年度は「24時間、エコ生活！」をテーマに実施しました。（資料8-2-1 P資75）



2. 季節大気汚染防止対策の実施

二酸化窒素濃度の高くなる11月から1月の冬期を季節大気汚染防止対策期間として、各種の対策を推進しています。特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、広く市民・事業者の大気汚染防止意識の高揚を図るため、各種の啓発活動に重点をおいて取り組んでいます。

・ポスター等による啓発

大気汚染防止に対する意識を少年・少女期から培うため大阪市立小学校等にポスターを掲出しました。

平成19年度 大気汚染防止推進月間ポスター



第3節 環境コミュニケーションの展開

環境コミュニケーションとは、持続可能な社会の構築に向けて、行政・事業者・市民等のパートナーシップをより効率的に確立するために、環境への負荷や環境保全活動などに関する情報を行政が一方向的に提供するのではなく、その情報について、行政・事業者・市民等が互いに共有し、話し合い、相互の理解を深めていくことをいいます。

本市では、環境学習センターや下水道科学館のほか、リサイクルプラザや水道記念館、自然史博物館などの各施設との連携により、本市が主催する各種行事などを通じて、環境学習の推進や情報提供を積極的に実施するとともに、市民等の参加・交流など環境コミュニケーションを展開し、環境保全意識の高揚に向けたより一層の取組みを推進していきます。

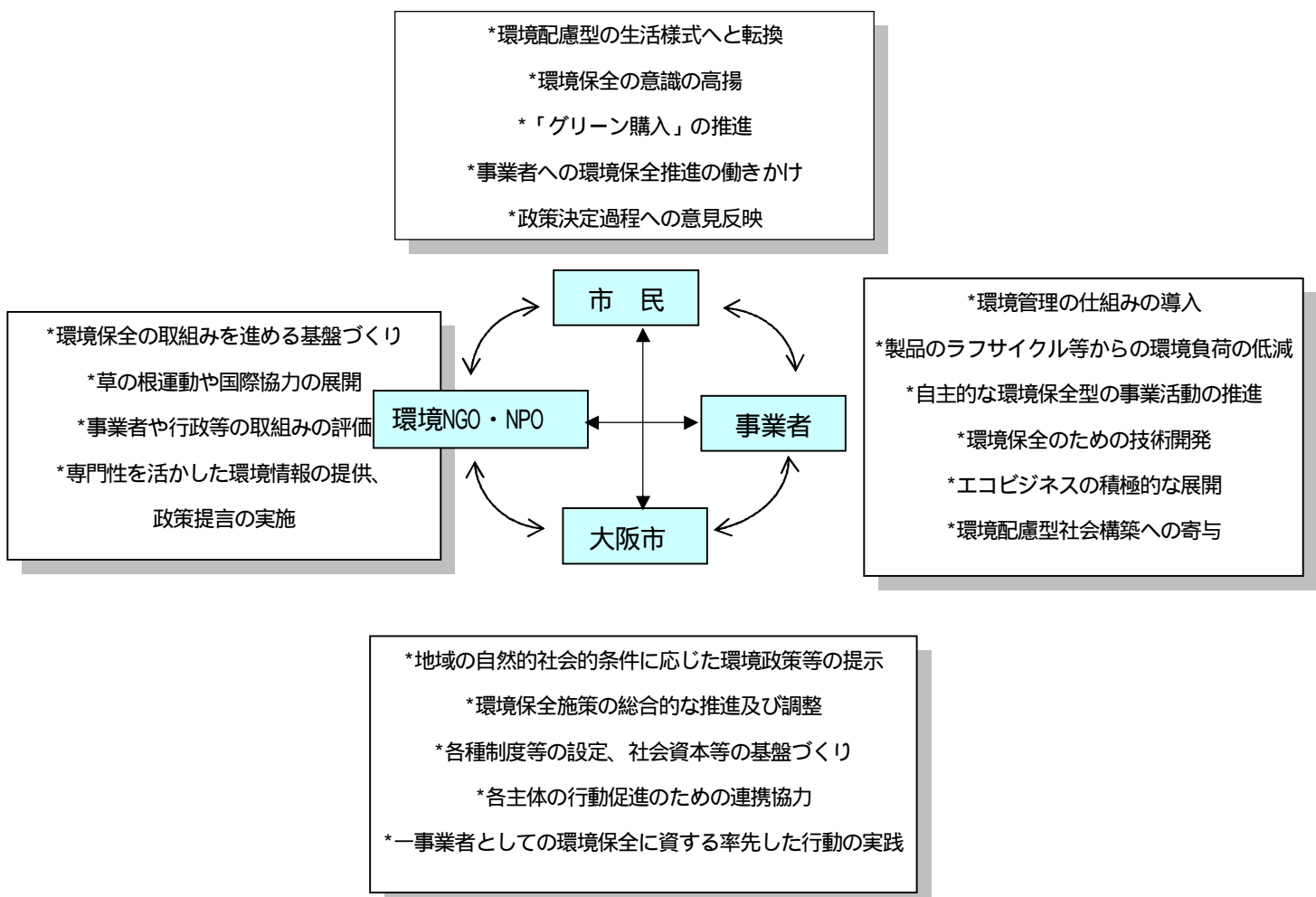
第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

第1節 パートナースhipづくり

今日、多くの環境問題が市民生活や企業活動に大きく係わっていることから、市民や環境NPO・NGO、事業者と行政との「協働」のもとに、社会を構成するすべての主体が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、事業活動や市民生活において自主的な環境保全行動の取組みを進めることが重要です。

「大阪市環境基本計画」においては、各主体の役割を図9-1-1のとおり位置付けており、環境学習や教育の推進や積極的な環境情報の発信による主体間相互のコミュニケーションの拡充やパートナーシップの構築を進めていくことにより、環境保全行動の自主的かつ積極的な取組みを推進していきます。

図9-1-1 各主体の役割と協働



「なにわエコ会議」

なにわエコ会議は、市域の地球温暖化防止活動を推進していくことを目的に、平成16年度に設立しました。

具体的な活動は、家庭の省エネルギー活動を推進していく「エコライフ部会」、環境教育を推進していく「環境教育・啓発部会」、中堅企業の環境マネジメントシステム等を推進していく「環境に配慮した企業部会」の3部会を中心に行われています。平成19年度の主な活動内容は次のとおりです。

【全体的な活動】

- (1) 地球温暖化パートナーシップフェアを12月に開催しました。(第2節1(1)参照)
- (2) 環境情報誌「なにわエコウェブ」の発行(2回)やホームページを刷新しました。

【部会の活動】

(1) エコライフ部会

「エコライフ部会」では、環境家計簿を活用して省エネを進める「なにわエコライフ」の取組みへの協力を行うとともに、グリーン購入の促進やエコラベルや省エネラベルの紹介、マイバック運動の推進等、環境にやさしいライフスタイルを推進するための活動に取り組んでいます。

市内各地でタウンミーティング(「わいがやミーティング」)を順次開催することとし、平成19年度は、城東区民センターと住吉区民センターで行いました。また、知って得するエコカフェ「ストップ温暖化!をデザインする」を開催しました。

ヒートアイランド対策としての打ち水にも協力し、8月9日に西区堀江公園周辺で地域の方と打ち水を実施しました。また、行政・市民・事業者をつなぐために、行政施設や環境に配慮した企業活動に取り組んでいる企業の見学も行ってあります。19年度は、下水道工事現場と環境共生住宅ネクスト21を見学し、快適な生活環境について学習しました。

(2) 環境教育・啓発部会

「環境教育・啓発部会」では、市民団体や商店会のイベントへ積極的に協賛・協力し、なにわエコ会議の活動を広げるとともに、地球温暖化問題をはじめとするさまざまな環境問題について市民の要望に応じて講師を派遣する「環境出前講座」を行っています。

「あべのカーニバル」「鶴見区民まつり」「西淀川区民まつり」でブース参加や打ち水活動を行い、また、西成区商店会連盟主催の「西成スタンプラリー」に参加し、地球温暖化防止に関するクイズを行うなど、地球温暖化防止の啓発を行いました。

市民団体や各区地域団体を対象に、また、区保健福祉センターでの生活環境学習会での環境講座を開催するなど、積極的に出前講座を展開しました。

市民、市民団体及び環境団体との交流の場として、「環境活動ふれあいひろば」(「環境教育マッチングフェア」から名称変更)を開催し、地球温暖化実験教室や、なにわエコ会議が企画・制作した地球温暖化防止の啓発用DVD「熱い地球」を上映し、環境教育部会の活動報告や環境教育・啓発講座のプログラムを一堂に集めた展示・紹介等を行いました。

また、廃棄物の埋立処分場の見学し、3Rについての認識を深めました。

(3) 環境に配慮した企業部会

「環境に配慮した企業部会」では、中堅企業等を対象にして温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷の削減を目指し、環境マネジメントシステムの導入支援を行っています。

7・8月に、中小企業のための環境マネジメントシステム説明会を開催し、引き続き「エコアクション21(EA21)自治体イニシャティブ・プログラム」を4回にわたって開催して、環境マネジメントシステムの普及啓発の推進を行ないました。そのほか、市民団体からの依頼で、環境関連セミナーを行いました。

第2節 自主的な環境保全行動の実践と支援

1. 市民行動の推進

(1) 「なにわエコ会議」地球温暖化防止パートナーシップフェアの開催

市民、環境NPO・NGO、事業者の方々とともに、地球温暖化防止について考え、省エネルギーなど身近な環境保全行動の実践を市民行動として盛り上げていくことを目的に、「地球温暖化防止月間」である12月に地球温暖化防止パートナーシップフェアを開催しました。

日時	平成19年12月1日(土) 午後1時30分～4時
場所	クレオ大阪中央
主催	大阪市、なにわエコ会議
参加者	約750名
開催内容	・ 第1部 「大阪市環境表彰」表彰式 第2部 地球温暖化防止パートナーシップフェア ・ 基調講演「地球温暖化から見えるもの」 講師：(財)日本気象協会 関西支社 気象予報士 筒井 幸雄氏 ・ かけあいトーク：テーマ「うちエコ生活」 ・ 環境カウンセラー 宇田 吉明 ・ なにわエコライフ普及員 長谷川 勝美 ・ イベント：創作ダンス「京炎そでふれ！」

(2) 身近な環境保全行動の実践

なにわエコライフ認定事業

市域における二酸化炭素の排出量は民生部門の伸びが大きいことから、家庭での環境保全行動をより実効のあるものにするため、平成14年度から市民団体・環境NGO・NPOと連携して、「なにわエコライフ認定事業」を実施しています。



なにわエコライフ説明会場

「なにわエコライフ」は、環境ISOの「計画をたて、それを実行し、その状況を評価し、見直しを行う」という環境マネジメントの仕組みを家庭用にアレンジしたものであり、各家庭が省エネなどの具体的な目標を設定し、電気・ガス等のエネルギー消費量などを環境家計簿に記録しながら、環境保全行動を進めていきます。また、市民の力によりエコライフ認定事業を普及していくために平成17年度から、なにわエコライフ普及員制度を導入し、市民ボランティアの方々と共に事業実施しています。

環境保全行動を実践し、一定の基準に達した方に認定書をお渡しすることにより、家庭での自主的な環境への取組みを一層促進することを目指しています。

平成19年度の取組結果

・取組期間	平成19年7月～12月	・参加世帯数	2,775世帯
・認定世帯数			1,751世帯
・電気使用量の増加量			11,867kWh(0.3%)
・電気使用量の二酸化炭素増加量			4,272kg
・ガス使用量の削減量			5,991m ³ (2.5%)
・ガス使用量の二酸化炭素削減量			12,581kg

冊子「エコして得して役に立つ」の作成

市民の方々の環境保全意識を高めるため、市民ボランティアである「なにわエコライフ普及員」と協力して冊子を作成し、地域の団体等が行う自主学習会や各区保健福祉センターで実施しているさまざまな学習会における環境学習教材として活用するなど、身近な環境保全行動を市域全体に展開しています。

(P164 表8-1-2参照)

・「生活環境学習会」開催回数	69回
受講者数	2,521名(環境保全分野)

(3)「市民環境調査隊」の活動

「第期 大阪市環境基本計画(平成15年2月)」の着実な進行管理を行うため、環境関連施策の点検・評価に広く市民の参加を求め、今後の施策の継続的な改善のために建設的な市民意見を反映することを目的として、市民環境調査隊事業を平成16年度から実施しています。

本事業では、市民ボランティアの皆さんが環境NPOのアドバイザーとともに環境施策のテーマ別チームに分かれ、環境に関する事業の討議(分科会)や現地調査活動(フィールドワーク)などを通して、大阪市の環境施策をより深く理解していただき、最終的に大阪の環境がさらに良くなるような建設的な意見・提言を取りまとめることが主な活動になります。

フィールドワーク(交通局庁舎屋上)



(4) 大阪市環境表彰

本市では平成16年より「大阪市環境表彰」を実施しています。この表彰は、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境への負荷の少ない環境共生型・資源循環型社会の形成を促進することを目的として創設されたもので、環境保全行動に関して顕著な功績のあった個人、団体、事業者の方々を表彰するものです。表彰の対象は次のとおりです。

環境の保全と創造に関する教育活動又は普及啓発活動を行っている

環境の保全と創造に関する調査研究活動を行っている

環境の保全と創造に関する実践活動を行っている

平成19年度 受賞者

- ・ 個人の部 小原 純子
大阪府内の環境分野で活動する市民のNGO/NPOなどとのネットワーク形成し、環境保全・創造活動に取り組み、植林のほか、アジアで「井戸を掘る運動」により安全な飲料水の確保に貢献。
- ・ 団体の部 特定非営利活動法人 シニア自然大学
自然環境問題を学習するとともに、その知識を社会貢献事業実施により社会に還元。また行政、企業と協働した積極的な普及啓発活動や、自然環境保全の教室・講座に取り組んでいる。
- ・ 事業者の部 凸版印刷株式会社
「カートカン」をはじめとした紙製飲料容器等、環境配慮型商品の開発に継続して取り組み、間伐材の商品への活用等により循環型社会形成に貢献。
ザ・パック株式会社
非木材紙パッケージ等環境配慮型商品の開発に継続して取り組むとともに、小学生を対象にした環境イベントにより啓発を継続実施している。また、環境基金及び植林活動に全社的に取り組み緑化推進に貢献。

2. 事業者の取り組みへの支援

(1) 自主環境管理の推進

事業者自らによる環境への負荷の低減に向けた取り組み（自主環境管理）は、市域の環境改善に大きく寄与するものです。経済局では、中小企業育成の立場から、大阪産業創造館において、環境マネジメントシステム導入のための相談や、中小企業のISO14001の活用支援に向けて、中小企業への専門家派遣を実施しています。

さらに、エコアクション21（EA21）など簡易な環境マネジメントシステムを普及啓発するために、なにわエコ会議の「環境に配慮した企業部会」が大阪市と連携して環境マネジメントシステム説明会等を開催しています。（第1節（3）参照）

また、事業者の皆さんがそれぞれの実情に応じた効果的な地球温暖化防止に取り組むための計画づくりに役立つよう「事業者のための『温室効果ガス排出抑制計画』作成マニュアル」を策定しました。

マニュアルは環境局のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo/sisaku/onegai/gas/index.html>

(2) 環境ビジネスの振興【大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の開設】

今日の環境問題の解決のためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成が急務です。

環境ビジネスは、リサイクル技術やエコ商品をはじめ、環境への負荷の少ない企業経営システムなど循環型社会の形成に寄与するものであり、この発展に向けて具体的な施策を講じ、基盤整備を図ることが重要です。

おおさかATCグリーンエコプラザ

また、21世紀の大阪の中小企業の活性化を支援するために、環境ビジネスの振興にいち早く取り組むことも求められています。

そこで、環境ビジネスの育成・振興の拠点とし



て、平成12年にATCグリーンエコプラザを開設し、環境ビジネスに関する情報の集積、新たな情報発信、産学官連携コーナーの設置等により環境ビジネスの育成・活性化の支援を行っています。

本施設は、環境ビジネスに関する常設展示場で、環境ビジネス関連情報を受発信し、企業や市民の環境意識の高揚を図っています。テーマ別に、エコビジネス支援ゾーンや循環型社会形成ビジネスゾーンなどに分けて展示されており、平成19年度の入場者数は195,036人でした。

また、平成19年度は「親子環境教室」などのイベントが44件開催されたほか、「エコビジネスセミナー」や「環境産業育成セミナー」など42件のセミナー等が開催されました。

(資料9-2-1 P資76)

(3) 環境にやさしいものづくり支援【工業研究所の地方独立行政法人化】

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、化石資源の枯渇などに対応するため、持続可能な社会を構築することが重要となっております。これからの社会を支える資源の本格的な有効利用について、その根本的な考え方や技術開発の展望、またバイオ素材として高付加価値物質への利用、さらには原料としてエネルギー物質生産への利用について様々な研究開発が求められています。

工業研究所は平成20年度に地方独立行政法人化し、市内中小企業の技術支援拠点として、約300件に及ぶ特許権等の高いポテンシャルを活かして、環境にやさしいものづくり支援にも取り組んでいます。

環境・エネルギー分野を重点研究分野として位置づけ、太陽電池の要素技術など産学官連携によるプロジェクト研究を推進していくほか、有機、無機、バイオ、金属、ITに関する技術を融合させ、廃棄物や環境負荷物質の排出低減、あるいは廃棄物の再生利用等につながる製品・技術開発を行うことを通じて、環境に配慮した付加価値の高いものづくりに取り組み、持続可能な循環型社会の実現に努めます。

3. 庁内での環境保全に関する率先した行動の展開

(1) 「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の取組

本市は、市内有数の事業者であり、消費者であるといえます。本市自らが率先して環境保全行動を実践し、環境への負荷の低減を図ることは、市民や事業者の自主的な環境保全行動を促進していくために重要です。このため、平成9年5月に「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」を策定し、全庁で環境保全の取組みを展開しています。本計画では、職員一人ひとりが実践できる環境に配慮した具体的な取組みを定めています。（資料9-2-2 P資81）

分別ボックス



また、夏期（6月1日～9月30日）の省エネルギー行動の取組みとして、室温が28℃となるよう適正冷房を実施するうえで、平成17年度から、これまでの「ノー上着」に加えて「ノーネクタイ」など暑さをしのぎやすくする工夫に努めています。

行動目標の達成状況

全所属本課分における主な行動目標の達成状況は、資料9-2-3(P資78)のとおりです。

平成19年度の実績数値を基準年度の平成16年度と比較すると、エネルギーは7.8%減、コピー用紙使用量は7.0%減、上水使用量は7.8%減、廃棄物排出量は28.3%減となり、それぞれ目標を達成しました。

(2) グリーン購入の取組

本市では、「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」で「環境配慮商品の利用と購入の促進（グリーン購入）」に取り組んできていますが、より一層グリーン購入の推進を図ることを目的として平成14年4月に「大阪市グリーン調達方針」を定め、同年6月から実施しています。本方針においては、「本調達方針に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮する。」「物品等の調達にあたっては、生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ないものを選択する」をグリーン購入の基本的な考え方としており、選定した品目（81品目）について、具体的な判断基準を設定し、グリーン購入を推進しています。（詳細については、第3第2章第1節「グリーン購入の推進」P136～138を参照。）

(3) 環境ISO（ISO14001）の取組

ISO14001規格は、組織が地球環境保全を目的とした環境管理のしくみ（環境マネジメントシステム）を構築するための仕様（要求事項）を定めたものです。本市では、中之島本庁舎をモデルとしてISO14001の認証取得に取り組み、平成11年12月に認証を取得しました。そして、本庁舎における取組みを市の事務事業に拡大していくこととし、本庁舎と同様の環境側面を持つオフィス系庁舎と独自の事業活動を行なう事業所系施設でそれぞれ取組みを進めています。オフィス系庁舎については、平成14年12月に、全24区役所と大阪WTCビル等にある6局の局事務所を本庁舎システムに加えて認証を取得し、さらに平成17年12月には、交通局庁舎等、平成19年12月には、中央卸売市場本場業務管理棟（市オフィス部分）にシステムを拡大しました。事業所系施設では、環境局のごみ処理施設（ごみ焼却工場全10か所（西淀、森之宮、八尾、鶴見、港、南港、住之江、舞洲、平野、大正））、建設局の下水道事業所（下水処理場・抽水所・下水道センターを含む全ての管理事務所及び舞洲スラッジセンター）がそれぞれ、ISO14001の認証を取得し、環境に配慮した事業の実施に

努めています。

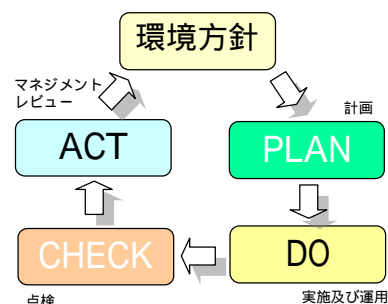
本市の認証取得状況

平成11年12月1日	大阪市役所本庁舎 システム拡大	
平成14年12月1日	大阪市役所オフィス系庁舎（本庁舎、24区役所、WTCビル及びびあべのルシアスの6局） システム拡大	
平成17年12月1日	交通局庁舎と財政局契約監理部 ¹ を加えてシステムを拡大	1財政局契約監理部: 現契約管財局
平成19年12月1日	システム拡大 中央卸売市場本場業務管理棟（市オフィス部分）を加えてシステムを拡大	
平成13年3月14日	大阪市環境事業局 ² 西淀工場	2環境事業局: 現環境局(以下同)
平成13年10月31日	大阪市環境事業局森之宮工場	
平成13年12月27日	大阪市環境事業局八尾工場	
平成14年12月18日	大阪市環境事業局鶴見工場	
平成14年12月25日	大阪市環境事業局港工場	
平成16年1月16日	大阪市環境事業局南港工場	
平成16年2月23日	大阪市環境事業局住之江工場	
平成16年10月31日	システム拡大 大阪市環境事業局ごみ処理施設認証取得 （新規に認証取得した舞洲工場を統合化）	
平成17年9月12日	システム拡大 大正、平野工場を含めた全工場にシステムを拡大	
平成14年6月26日	大阪市都市環境局 ³ 放出下水処理場 システム拡大	3都市環境局: 現建設局(以下同)
平成15年8月6日	大阪市都市環境局東部管理事務所 ⁴ システム拡大	4管理事務所: 現下水道管理事務所(以下同)
平成17年6月13日	大阪市都市環境局下水道事業所系（既取得の東部管理事務所に西部、南部、北部管理事務所及び舞洲スラッジセンターを加え全下水道事業所に拡大）	

ISO14001の認証取得効果

ISO14001規格では、環境方針及び計画を策定し、実施・運用、点検及び是正措置を行ない、トップマネジメント（市長）が見直していくサイクル（PDCAサイクル）を継続的に実施する仕組みを定めています。また、地方自治体が認証取得することで次の効果が期待されます。

- ・環境への負荷の低減
- ・市民・事業者への環境保全に対する意識の高揚
- ・行政の環境配慮行動の公表などによる信頼性の向上
- ・省エネルギー、省資源の取組成果としてのコスト削減
- ・職員の環境保全に対する意識の向上



ISOオフィス系庁舎環境マネジメントシステムの取組概要

- ・適用範囲：大阪市役所オフィス系庁舎における事務活動及び行政サービス
- ・計画年次：平成18年度～平成20年度
- ・環境目的及び目標：オフィス系庁舎共通の項目（8項目）所属独自の項目（25項目）
省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン調達など
- ・所属における点検項目

省エネルギー、省資源、グリーン調達等を促進するために、職員一人ひとりが取り組むべき行動内容と各々の役割と責任を「庁内環境保全行動指針」により定め、取組点検を実施している。

平成19年度環境目標の達成状況

オフィス系庁舎における共通の環境目標についての達成状況は表9-2-1のとおりです。
すべての取組項目において、目標を達成しています。

表9-2-1 環境目標の達成状況（オフィス系庁舎共通項目）

取組項目	基準値	目標	実績値	削減量	削減率（％）	達成/ 未達成
エネルギー使用量 （MJ）	500,944,606	500,944,606 （基準値を維持継続）	459,315,138	41,629,468	8.3	達成
コピー用紙使用量 （千枚）	147,067	152,950 （基準値の4%増以下に抑制）	136,346	16,604	7.3	達成
上水使用量（m ³ ）	250,614	250,614 （基準値を維持継続）	230,131	20,483	8.2	達成
廃棄物排出量 （トン）	1,172	1,172 （基準値を維持継続）	840	332	28.3	達成

ISO事業所系環境マネジメントシステム（ごみ処理施設）の取組概要

- ・適用範囲：大阪市環境局ごみ処理施設全体における事業活動全般
- ・計画年次：平成16年度～平成19年度
- ・環境目的及び目標：ごみ処理施設全体の共通項目（6項目）各施設独自の項目（64項目）
環境負荷の低減、省エネルギー、省資源、サーマルリサイクル、環境啓発活動、紙ごみのリサイクル、環境管理の推進など
- ・各工場における取組項目
環境負荷の低減、省エネルギー、省資源、サーマルリサイクル、紙ごみのリサイクル等を促進するために、職員一人ひとりが取り組むべき行動内容と各々の役割と責任を「環境管理マニュアル並びに大阪市環境局ごみ処理施設の環境方針」により定め、取組みを実施している。

平成19年度環境目標の達成状況

大阪市環境局ごみ処理施設全体における共通の環境目標についての達成状況は表9-2-2のとおりです。下記以外の共通項目についても全て達成できています。

20年度以降も新たな目線で環境目標を策定し、さらなるスパイラルアップを計画しています。

表9-2-2 環境目標の達成状況（ごみ処理施設全体の共通項目）

取組項目	目標 〔H13～H15年度 実績の平均値より〕	実績値	削減量	達成率 （％）	達成/ 未達成
CO濃度の低減（ppm）	30.5以下	21.9		139（ / ）	達成
所内使用電力量の削減 （kWh/年）	年間 347,432削減	506,065 削減	-	146（ / ）	達成
上水使用量の削減（m ³ ）	年間使用量 458,682以下	379,698	78,984	121（ / ）	達成

建設局下水道事業所系環境マネジメントシステムの実施概要

- ・適用範囲：大阪市建設局下水道事業所系全域における下水道事業
- ・計画年次：平成17年度～平成19年度
- ・環境目的及び目標：良好な放流水質の確保、大気汚染防止、騒音の軽減、悪臭の排出抑制・低減、電気・燃料・上水・薬品の使用量削減、事務・管理部門の省資源・省エネルギー、処理水の再利用拡大、市民等への下水道への理解の拡大

平成19年度環境目標の達成状況

下水道事業所系における環境目標についての達成状況は表9-2-3のとおりです。

薬品使用量は、目標値に対して、0.4%増加しており、目標未達成となっています。

これは、平成19年度に、放出下水処理場において、汚泥の消化方式を中温中濃度消化から高温高濃度消化に移行させる過程で汚泥性状が変化し、遠心脱水工程で使用する高分子凝集剤が一時的に増加したことが原因です。

今後とも、より一層適切な維持管理に努め、省資源・省エネルギーに努めます。

表9-2-3 環境目標の達成状況（全下水道事業所合計値）

取組項目	目標値	実績値	削減量	削減率（%）	達成/未達成
電力使用量（kWh）	314,976,743	295,087,564	19,889,179	6.3	達成
都市ガス使用量（m ³ ）	4,588,096	4,521,352	66,744	1.5	達成
上水使用量（m ³ ）	386,268	340,274	45,994	11.9	達成
薬品使用量（kg）	647,726	650,212	2,486	0.4	未達成

第3章 環境配慮の推進

第1節 環境影響評価制度

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聴くことにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにするための制度であり、持続的な発展が可能な都市の構築に資するものです。

本市域では、大阪府環境影響評価要綱（昭和59年2月制定）や大阪市環境影響評価要綱（平成7年7月制定）等に基づき、環境影響評価の手続きが行われてきましたが、環境影響評価法の制定を機に、平成10年4月に大阪市環境影響評価条例を制定し、平成11年6月から同条例を全面的に施行しました。

事業者に対しては、同条例の規定に基づき、環境影響評価方法書や環境影響評価準備書について、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べ、一層の環境への配慮を求めています。

なお、大阪市環境影響評価条例では、大規模な18種類の事業（港湾計画を含む）を対象としています。〔大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の対象事業等一覧表（資料10-1-1 P資79）〕 また、手続きの概要は図10-1-1のとおりです。

【条例の特徴】

環境影響評価方法書手続きの導入

環境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法等を示した方法書を縦覧に供し、住民等の意見を聴く手続きを導入しています。

手続き期間の明示

環境影響評価方法書や準備書についての市長意見を作成するまでの期間を明示しています。

事後調査手続きの充実

事業実施後に行う事後調査に関し、調査項目等を示した事後調査計画書や、その結果をまとめた事後調査報告書を縦覧に供するなど、フォローアップの手続きを定めています。

情報の提供及び住民参加の充実

環境影響評価方法書、準備書、評価書などの図書の縦覧ができ、また、方法書や準備書の縦覧時や公聴会の開催時に、環境の保全及び創造に関する意見を述べることができます。

大阪市環境影響評価専門委員会

学識経験者等で構成する環境影響評価専門委員会は、環境影響評価方法書や準備書等に関し、環境の保全及び創造の見地から審議を行い、意見を述べます。

環境影響評価技術指針

環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるよう、調査・予測・評価の手法等の技術的な事項をまとめた環境影響評価技術指針を定めています。

【他制度との関係】

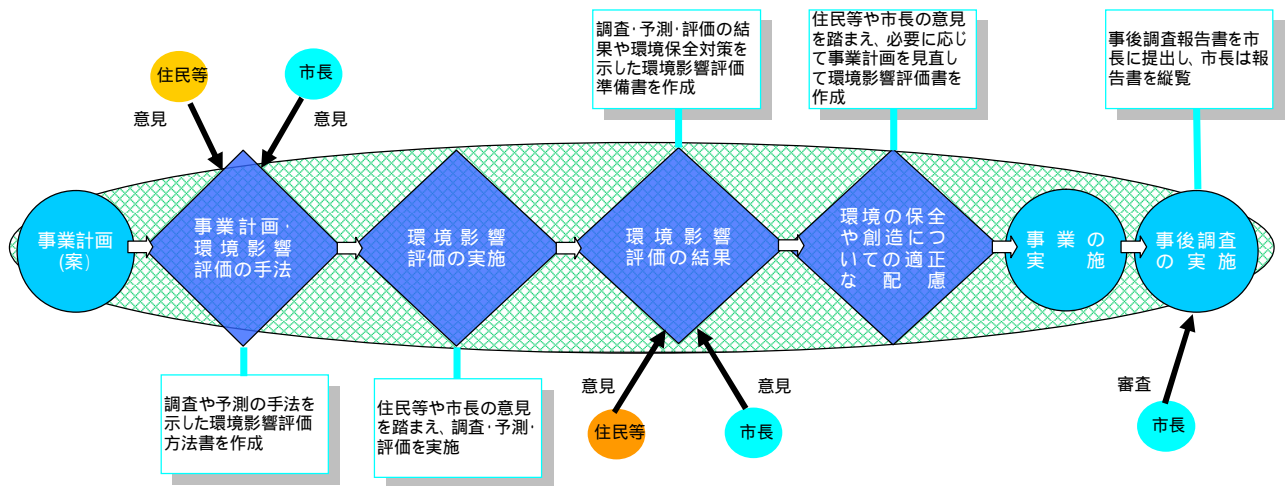
適用法令の明確化

環境影響評価法、大阪府環境影響評価条例との役割分担を明確にし、環境影響評価手続きにおいて適用される法令の重複を避けています。

市長意見

環境影響評価法や大阪府環境影響評価条例の適用を受ける事業についても、各制度の手続きにおいて、地域環境の保全と創造の観点から市長意見を述べます。

図10-1-1 大阪市環境影響評価条例に基づく手続きの概要



第2節 環境アセスメントの実施状況

これまでに本市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等（手続き中のものを含む）は44件です。

平成19年度は、「阿部野橋ターミナルビル旧館建替事業（方法書）」、「大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業（方法書）」、「大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業（方法書）」、「阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟建設事業（準備書）」及び「大阪・中之島プロジェクト（方法書）」の5件について、大阪市環境影響評価専門委員会へ諮問しました。

諮問した事業については、専門委員会の答申内容等を踏まえ事業者に環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べることとなります。なお、環境影響評価の手続きが行われた事業等の種類別件数を図10-2-1に、また、その実施場所を図10-2-2に示しました。

〔大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表（資料10-2-1 P資80～82）〕

【環境影響評価項目】
環境影響評価技術指針において、環境影響評価の項目を、次のとおり定めています。

- ・大気質
- ・水質・底質
- ・地下水
- ・土壌
- ・騒音
- ・振動
- ・低周波音
- ・地盤沈下
- ・悪臭
- ・日照障害
- ・電波障害
- ・廃棄物・残土
- ・地球環境
- ・気象（風害を含む）
- ・地象
- ・水象
- ・動物
- ・植物
- ・生態系
- ・景観
- ・自然とのふれあい活動の場
- ・文化財

図10-2-1 環境アセスメントを実施した事業等の種類別件数

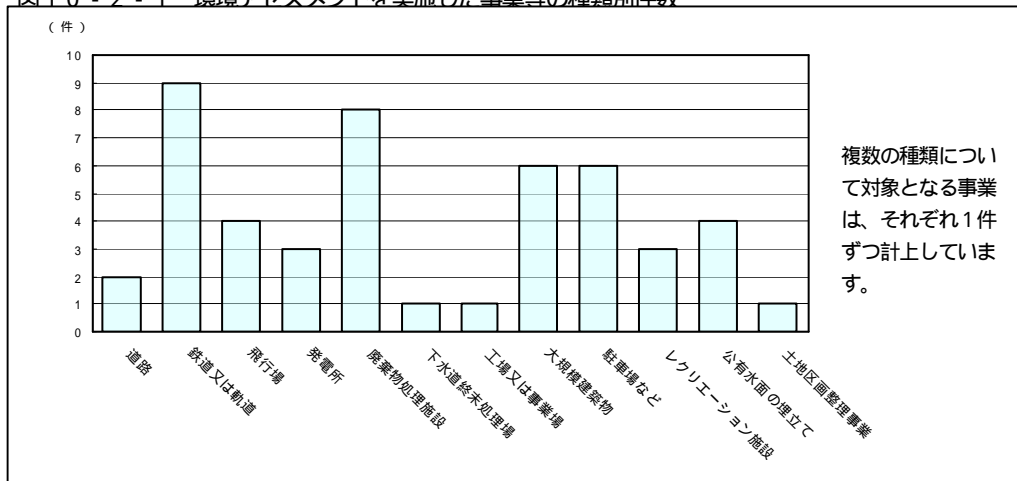


図10-2-2 環境アセスメントを実施した事業等の位置図



事業名称	事業名称	事業名称
1 南港発電所建設事業	2 住之江ごみ焼却場建設事業	3 大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪基地)
4 淀川左岸線建設事業(期)	5 大阪市高速電気軌道第7号線京橋～鶴見緑地間建設事業	6 大阪港南港(北地区)埋立事業
7 南港・港区連絡線建設事業	8 都市高速鉄道片福連絡線建設事業	9 大阪市環境事業局西淀工場建替事業
10 大阪都市計画都市高速鉄道第7号線心斎橋～京橋間建設事業	11 舞洲スポーツアイランド計画	12 淀川左岸線建設事業(期)
13 此花西部臨海地区土地区画整理事業	14 大阪都市計画ごみ焼却場舞洲工場建設計画	15 大阪都市計画下水道舞洲スラッジセンター建設計画
16 舞洲ヘリポート(仮称)建設事業	17 中山共同発電株式会社発電施設計画(仮称)	18 大阪外環状線(都島～久宝寺)鉄道建設事業
19 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業	20 大阪都市計画ごみ焼却場平野ごみ焼却場	21 関西国際空港2期事業
22 西島エネルギーセンター電力卸供給事業	23 大阪都市計画都市高速鉄道第8号線(井高野～今里)	24 (仮称)難波再開発A-1地区建設事業
25 大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業	26 南港東地区(木材整理場)埋立事業	27 中之島3丁目共同開発(仮称)
28 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業(残土搬出関連)	29 (仮称)NHK大阪新放送会館屋上ヘリポート設置事業	30 大阪都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線
31 大阪都市計画下水道夢洲下水処理場	32 大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	33 (仮称)廃プラスチック再商品化事業
34 大阪都市計画都市高速鉄道西大阪延伸線	35 阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟建設事業	36 (仮称)ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター建設事業
37 (仮称)IKEA鶴浜建設事業	38 大阪府警察本部ヘリポート(仮称)設置事業	39 (仮称)中山エコマルチサイクル事業
40 梅田阪急ビル建替事業	41 阿部野橋ターミナルビル旧館建替事業	42 大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業
43 大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業	44 大阪・中之島プロジェクト	

第3節 環境に配慮したまちづくり

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境を確保するためには、本市や事業者及び市民が、その事業活動や日常生活において、積極的に環境への配慮を行うことが求められています。

このような観点から本市では、一定規模以上の建築物の建設事業が環境に配慮して行われるよう「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」（昭和49年5月施行）に基づき指導を行っています。たとえば、環境局では、同要領第28条（居住環境の保全）に規定されている「騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準」に基づき、共同住宅等を建設する事業者に対しては、居室内の環境保全についての指導及び建設作業における周辺環境への配慮について指導を行い、工場・事業場等を建設する事業者に対しては、関係法令の遵守等による周辺環境への影響の低減に努めるよう指導しています。さらに、建築審査会、建築基準法第48条、地区計画等に係る建築物についても快適環境の創造等の観点から指導を行っています。

（過去5年間における大規模建築物等の事前協議件数 資料10-3-1 P資83）

大規模建築物の建設計画の事前協議に係る適用対象建築物は次のとおりです。

- 1 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの
- 2 建設計画の区域が2,000㎡以上で、かつ建築物の地上の高さが10m以上のもの
- 3 延べ面積が5,000㎡を超え、かつ階数が地上6以上のもの

（参考）

「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」（抄）（付録8-20 P資121）

「騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準」（抄）（付録8-21 P資121）

平成12年6月から施行された「大規模小売店舗立地法」では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超える）の立地に関し、その周辺地域の生活環境保全のため設置者が配慮すべき事項を定めています。これらの施設に対しても、店舗の営業活動に伴い発生する騒音について騒音の防止に関する法令を遵守するとともに、地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を求めています。

なお、平成19年度の大規模小売店舗立地法に基づく騒音の協議件数は12件（設置届9件、変更届3件）でした。

また、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図るため、平成16年10月より延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の着工に際し、建築物の環境品質・性能と建築物による環境負荷の低減について、建築主が自主的に総合評価するとともに、その結果を記載した計画書を市へ提出し、市がその概要をホームページ等で広く市民に公表する「CASBEE大阪（大阪市建築物総合環境評価制度）」を実施しています。また、容積率の緩和などを認める総合設計制度を活用する建築物については、敷地面積が1,000㎡以上のものを対象とするとともに、総合的な環境性能を一定以上とすることを許可の要件としています。平成19年度の届出件数は109件、公表件数は79件（うち総合設計44件）でした。

さらに、平成17年度から、子育て世帯などが住みたいと感じる優良な住環境を備えた民間住宅の供給を誘導するため、「CASBEE大阪」のAランク以上（5段階評価の上位2ランク）などの要件を満たす新築の民間マンションを対象に、緑化や保水性舗装などの「環境への配慮」及びキッズルームの設置など「子育てへの支援」の施設整備に要する費用の一部を補助する「優良環境住宅整備事業」を実施しています。

平成19年度の新規事業採択は1件（432戸）でした。